

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会 設置要領

(設置)

第1条 「長崎市中央部・臨海地域」の都市・居住環境整備基本計画の策定及び、都市再生緊急整備地域の指定に関する事項について審議するため、『「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「長崎市中央部・臨海地域」都市再生検討会議の求めに応じて、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 都市・居住環境整備基本計画の策定に関すること
- (2) 都市再生緊急整備地域の指定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、当該委員のうちから、互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 副知事・副市長等は、事務局の立場で委員会に出席し意見を述べることができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。

- ・ 県知事公室 まちづくり推進室
- ・ 市都市計画部 まちづくり推進室

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年7月30日から施行し、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会

メンバ一：11名

氏名	役職名
有馬 一郎	長崎商工会議所 都市問題委員会 副委員長
伊藤 滋	都市計画 早稲田大学特命教授 日本都市計画家協会会長（N P O）
川添 一巳	長崎国際観光コンベンション協会 会長
外井 哲志	交通計画 九州大学大学院工学研究院准教授
林 一馬	景観・世界遺産 長崎総合科学大学環境建築学部教授
平野 啓子	ながさき女性・団体ネットワーク 役員
梁瀬 正輝	社団法人長崎青年会議所 理事長代行
山口 純哉	地域経済・まちづくり 長崎大学経済学部准教授
米倉 邦彦	(社)日本旅行業協会九州支部長崎地区会 会長 (株)JTB九州 長崎支店 支店長
脇田 安大	観光・まちづくり 財団法人ながさき地域政策研究所理事長
渡邊 貴史	都市計画・緑地計画 長崎大学環境科学部准教授

五十音順、敬称略